

相続税の税務調査の流れを知ろう その①

～税務調査の対象になりやすい申告～

令和5年分 相続税申告件数

	令和 4 年	令和 5 年
①被相続人数	1,569,050人	1,576,016人
②申告書の提出件数	150,858人	155,740人
③課税割合（②÷①）	9.6%	9.8%
④実地調査件数	8,196件	8,556件
⑤簡易な接触件数	15,004件	18,781件
⑥調査件数合計（④＋⑤）	23,200件	27,337件
⑦調査割合（⑥÷②）	15.3%	17.5%

調査に入りやすい申告書とは

- ・ 税理士を使っていない申告
 - ・ 相続税の申告をしていないケース
 - ・ 財産が多い（3億円以上、管轄税務署で異なる場合あり）
 - ・ 財産の割合が不動産より金融資産のほうが多い
（預金、有価証券、生命保険金）
- 調査対象先の目星をつけます

目星をつけられた相続税申告

- ・ 被相続人の家族構成を謄本等で確認する
(配偶者・子のみならず孫・ひ孫・兄弟等まで)
 - ・ 申告してある金融機関＋近隣の金融機関の取引履歴を確認する
 - ・ 過去の確定申告の履歴を調べる
- 上記の確認により財産の推計と相続人に財産が流れていないか検討する。

目星をつけられた相続税申告

- ・ 申告から 1 年～ 2 年後を目途に調査を行うか判断をする
→ 相続開始から既に 2 年以上経過、忘れたところに調査
- ・ 税理士に申告を依頼している場合は税理士に調査の連絡が入り、相続人と共に日程を調整する。
- ・ 税理士に申告を依頼していない場合は税務署が相続人に直接連絡して調査日程を決める。

AIを使った相続税調査が始まる

令和7年7月よりAIを使った相続税の税務調査が始まりました。

- ・ 不動産評価で誤りがあると思われるものをピックアップ
 - ・ 過去の収入状況から見て、金融資産が適正金額か判断
 - ・ 過去の申告漏れがあった相続税申告の事例から、申告の漏れの可能性を判断
- AIが申告に点数付けし、点数を基に調査の有無を判断

END